

条例案を作成していくイメージ（随時更新）

浜田市のまちづくりの課題整理

（検討部会において整理、第3回検討委員会で状況報告）

これまでのまちづくりの現状と課題を探る。



条例に盛り込みたい内容

（第3回検討委員会）

これからのまちづくり条例にどのようなことを盛り込んでいけば良いか。（条例の前文、目的、理念にあたる場所）



条例に盛り込みたい内容の整理及び各種団体の役割

（第4回検討委員会）

条例の中で伝えたいことの整理
協働のまちづくりを進めるために必要な団体やその役割を整理



条例の柱立ての整理

（第5回及び第6回検討委員会）

盛り込む項目を整理し、条例の柱立てを検討する。



条文及び条文の解説書の作成

（第7回～第8回検討委員会）

実際に条文を作成する。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(骨子)案

1 設置目的

これまで自治区制度において目指してきたまちづくりの精神を受け継ぎ、これまで以上に住民が主体となって、暮らしやすい地域社会を実現できるよう、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など多様な主体の参画と協働による持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 基本理念

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、これまでのまちづくりの実践の蓄積を大切に、市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の想い」を定めます。

3 協働の原則

市、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、NPO、企業など本市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

4 地域協議会

これまでの自治区制度と同様に地域協議会の設置について、区域、役割、体制等について定めます。

基本的に大きな変更はありませんが、役割において、市長の諮問事項や市長への提言事項について内容を改めます。

5 支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、公民館単位を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような交流の場づくりや、地域の声を市政に反映させる体制など様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域におけるまちづくりを支えるため、公民館のコミュニティセンター化による地域拠点の機能の強化や人員の拡充、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保、さらには職員の意識醸成や能力形成などを進めます。